

随意契約理由書

件名	児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工事
契約の相手方	西田電気株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
随意契約理由	<p>本工事は、児童福祉関連複合施設の大規模改修を行うもので、当該施設は令和7年4月の開所が必須であり、令和6年度中に工事を完了させる必要があります。</p> <p>令和6年1月18日の入札では入札参加者の施工形態を特定建設工事共同企業体又は単体企業とし、幅広く一般競争入札の公募を行いました。入札者がなかったことから、再度入札を実施しても入札参加者は見込めません。よって、必要な工事期間を確保するため、これまでの施工実績や応札実績、現時点での手持ち工事案件数を総合的に勘案して、西田電気株式会社を選定し、協議を行った結果、同意が得られたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	